

:

# 一般社団法人 北海道医療ソーシャルワーカー協会

## 定 款

### 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人北海道医療ソーシャルワーカー協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置くものとする。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この法人は、保健医療の分野における社会福祉の増進および公衆衛生の向上を旨とし、医療ソーシャルワークの普及向上と医療ソーシャルワーカーの倫理、資質ならびに学術技能の研鑽を図り、北海道民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- 1) 保健・医療・福祉の各サービスが連携を保持し、総合的に提供されるために必要なソーシャルワークに関する調査および研究に関すること
- 2) 医療ソーシャルワーカーの業務について、北海道民の理解を促進し、医療ソーシャルワーカーによる福祉サービスが活用される環境の整備に関すること
- 3) 医療ソーシャルワーカーの倫理、資質および学術技能の向上と研鑽に関すること
- 4) 医療ソーシャルワークに関する資格の付与、および資質・技能の認定に関すること
- 5) 北海道医療ソーシャルワーク学会の開催、およびその他の研究会、研修会等の開催に関すること
- 6) 医療ソーシャルワーカーの教育機関と協力し、専門職教育の向上に関すること
- 7) 公益社団法人日本医療社会福祉協会ならびにその他の関係機関との連絡調整に関すること
- 8) その他、前条に規定するこの法人の目的を達成するために必要と認められること

## 第2章 会 員

### (会員構成)

- 第 5 条 この法人の会員構成は、会員、准会員、賛助会員および名誉会員（以下会員等と称す。）をもって構成する。
- 2 会員は、大学または大学院等において社会福祉士（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号））の受験資格を取得した者で、現に医療ソーシャルワークの業務に1年以上従事するとともに別に定める会員登録基準を満たした者、あるいは従事した経験を有し別に定める会員登録基準を満たした者で、第8条第1項に定める会員登録原簿に登録された者とする。
  - 3 准会員は、前項に定める条件は満たしていないが、この法人の目的に賛同し現に医療ソーシャルワークの業務に従事している者で、前項に定める条件を満たす意思が明確な者とする。ただし、准会員の期間は、准会員入会承認された年度の翌年度から起算して5年度を超えることはできない。
  - 4 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、医療ソーシャルワークの推進に協力する個人または団体とする。
  - 5 名誉会員は、本会の事業に大きな功績があり、一定の入会期間を有する会員または本会の会員等ではないが本会の事業に多大な貢献をした者とする。
  - 6 第2項に定める会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）の社員とし、社員以外の者は役員になりもしくは総会の構成員になることはできないものとする。
  - 7 会員等に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

### (会員等の義務)

- 第 6 条 この法人の会員等は、この定款を遵守し、目的の達成に務め事業の執行に積極的に活動する。
- 2 会員等で医療ソーシャルワーカーの業務に従事する者は、公益社団法人日本医療社会福祉協会が制定する医療ソーシャルワーカー倫理綱領（以下、「倫理綱領」という。）を遵守し、資質および学術技能の向上に努める。

### (入会等)

- 第 7 条 准会員および賛助会員の入会は、会長の入会承認により決定する。
- 2 入会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

### (会員登録)

- 第 8 条 会員は登録制とし、別に定める会員登録基準を満たす准会員の登録申請にもとづき、会長の登録承認により会員登録原簿に登録する。
- 2 会員登録に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

### (会費等)

- 第 9 条 この法人の会員等は、総会において別に定める額の会費および臨時会費を納める義務

- を負うものとする。
- 2 准会員がこの法人の入会を承認されたときは、総会において別に定める額の入会金を納める義務を負うものとする。
  - 3 名誉会員は、総会において別に定める額の会費ならびに臨時会費を納める義務を免除する。

(退会)

- 第 10 条 この法人の退会は、理事会の議決を経て会長が別に定める所定の退会届を届け出ることにより、任意に退会することができる。
- 2 退会のときに在籍する年度までの未納会費がある場合は、該当する未納会費の額を納入するものとする。
  - 3 退会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(処分)

- 第 11 条 会員等が、次の各号に定める 1 つに該当する場合は、第 2 項に定める処分をすることができる。
- 1) この法人の定款および規則に反する行為があったとき
  - 2) この法人の名誉を毀損し、目的に反する行為があったとき
  - 3) その他、処分すべき正当な事由があるとき
- 2 前項に定める処分は、次の各号とする。ただし、第 3 号に定める除名処分は、総会において総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決を持って行わなければならないものとする。
- 1) 注意処分
  - 2) 退会勧告処分
  - 3) 除名処分
- 3 前項に定める処分に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(倫理綱領違反の懲戒)

- 第 12 条 会員等が、第 6 条第 2 項に定める倫理綱領に違反する行為があったと申し立てられ、理事会が懲戒相当と判断するときは懲戒処分を決定することができる。
- 2 懲戒処分およびその手続きならびに倫理審査会に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(会員の資格喪失)

- 第 13 条 前 3 条に定めるもののほか、会員等は次の各号に定める 1 つに該当する場合は、その資格を喪失する。
- 1) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき
  - 2) 死亡もしくは失踪宣言を受け、または賛助会員である団体が消滅したとき
  - 3) 入会金の納入が期日までなかったとき
  - 4) 会員または准会員が会費を滞納し、納入すべき年度が 2 年度に渡った年度末までに納入がないとき

- 5) 賛助会員が会費を滞納し、納入すべき当該年度末までに納入がなかったとき
- 2 会員の資格喪失に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(除名、資格喪失等に伴う権利および義務)

第 14 条 会員等が、退会勧告処分を受け退会に同意したとき、および除名処分を受けたとき、ならびに資格喪失をしたときは、この法人に対する会員等としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。また、除名処分を受けた者の再入会はこれを認めないものとする。

(抛出金品の不返還)

第 15 条 この法人は、会員等が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、これを返還しないものとする。

### 第3章 総 会

(構 成)

第 16 条 総会は、定期総会および臨時総会とし、第5条第2項に定める会員をもって構成する。なお、この総会をもって一般法人法に定める社員総会とする。

(権 限)

第 17 条 総会は、次の事項を議決する。

- 1) 理事および監事の選任または解任に関すること
- 2) 会員等の除名に関すること
- 3) 貸借対照表および損益計算書の承認に関すること
- 4) 定款の変更に関すること
- 5) 合併および解散ならびに残余財産の処分に関すること
- 6) その他、総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項に関すること

(開 催)

第 18 条 定期総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号に定める一つに該当する場合に開催する。

- 1) 理事会が必要と認め開催を議決したとき
- 2) 総会員数の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員から、会長に対し総会の目的となる事項および召集の理由を示して招集を請求したとき
- 3) 監事から、会長に対し会務および会計の執行に関する重大な不正事項を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招 集)

第 19 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にもとづき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項および第3項の定めにもとづき招集の請求があったときは、その

日から1カ月以内に臨時総会を招集する。

(議 長)

第 20 条 総会の議長は、総会において出席会員の中から選出する。

(議決権)

第 21 条 総会における議決権は、会員1名について1個とする。

(定足数)

第 22 条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席しなければ開会することができないものとする。

(決 議)

第 23 条 総会の決議は、法令およびこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の過半数をもって行うものとする。

2 理事または監事を選任する議案を議決する場合は、各候補者ごとに前項に定める決議を行うこととし、理事または監事の候補者の合計が第26条第1項に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面表決および委任)

第 24 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または他の会員を代理人として議決権行使を委任することができる。なお、書面表決および委任を行う会員の数は、第22条に規定する定足数の出席会員の数に算入する。

(議事録)

第 25 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、総会の議長および副議長ならびにその総会で選任された議事録署名人2名が、署名押印をする。

## 第4章 役 員

(役 員)

第 26 条 この法人に次の役員を置くものとする。

1) 理事 5名以上32名以内

2) 監事 1名以上2名以内

2 前項に定める理事のうち1名を代表理事である会長とする。また、理事のうち12名以内を業務執行理事とし、その内3名以内を副会長、1名を事務局長、8名以内を執行理事とする。

3 前項に定める会長をもって、一般法人法に定める代表理事とし法人の代表権を持つものとする。また、副会長、事務局長および執行理事は、一般法人法に定める業務執行理事をもってあてるものとする。

- 4 監事は、この法人またはその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができないものとする。
- 5 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならないものとする。なお、監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者、およびその他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならないものとする。なお、監事についても同様とする。

（選任および選定）

第27条 理事および監事は、総会の決議により選任する。

- 2 会長は理事会の決議により理事の中から選定し、業務執行理事は会長が推薦して選定する。また、副会長、事務局長および執行理事は会長が指名して理事会で選定する。
- 3 前2項に定める選任および選定に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

（職務および権限）

第28条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会務を執行する。また会長に事故あるとき、または欠けたときには、あらかじめ会長が定めた序列により、その職務を代理もしくは代行する。
- 4 事務局長は、会長および副会長を補佐し、会務執行を調整するとともに事務局業務を統括する。また会長および副会長がともに事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 執行理事は、あらかじめ会長が定める会務を分担し、分担した会務の執行に責任を持つものとする。
- 6 理事は、第1項に定める職務のほか、あらかじめ会長が定める会務を分担し会務を執行する。
- 7 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成するとともに総会に報告する。また、監事はその職務を執行するため、いつでも理事に対して事業の報告を求め、あるいはこの法人の業務および財産の状況について調査することができる。

（任期）

第29条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終の事業年度に関する定期総会の終結のときまでとし、再任は妨げないものとする。

- 2 任期満了前に辞任した役員の補充として選任された役員の任期は、退任した役員の任期終了までとする。
- 3 役員が欠けた場合、またはこの定款に定める役員の最低の員数に欠員が生じた場合には、任期満了により退任した役員または任期満了前に辞任した役員は、補充選任された役員が就任するまでその職務を執行するものとする。

(解 任)

第 30 条 理事が次の各号の一つに該当するときは、総会において解任することができる。この場合、その理事に対して議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき

2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき

2 監事が前項に定める各号の一つに該当するときは、総会において総会員の議決権の3分の2以上の議決を持って解任することができる。この場合、その監事に対して議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第 31 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める報酬等を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(役員欠員補充)

第 32 条 役員が任期途中で辞任もしくは解任により、第 26 条第 1 項に定める役員の最低定数に欠員が生じた場合もしくは役員の最高定数に不足を生じた場合には、第 27 条第 1 項の定めにかかわらず、第 16 条に定める総会を構成する会員を対象に、郵送、ファクシミリ通信および電子メールのうち指定する方法による投票により役員の選任を実施し、会員総数の過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に最高定数の枠に達するまでの者を選任し補充することができる。

2 前項に定める投票を実施する時点において、欠員となった役員の第 29 条第 1 項に定める任期の残余期間が6カ月を満たない場合は、前項に定める投票による選任にもとづく補充を実施しないことができる。

3 第 1 項に定める投票による選任に関する必要な事項については、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(特別職)

第 33 条 この法人に特別職として、名誉会長および顧問を置くことができる。

2 特別職は、この法人の運営事項について会長の諮問に応じるものとし、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 特別職に関する必要な事項については、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第5章 理 事 会

(構 成)

第 34 条 この法人に理事会を置き、すべての理事を持って構成する。

(権 限)

第 35 条 理事会は、次の各号に定める職務のほか、この定款および法令の定める職務を行うものとする。

- 1) この法人の業務執行の決定に関すること
  - 2) 理事の職務執行の監督に関すること
  - 3) 事業計画および予算の決定に関すること
  - 4) 代表理事である会長、業務執行理事である副会長、事務局長ならびに執行理事の選定および解任に関すること
- 2 前項第 2 号に定める職務執行にあたって、代表理事である会長、業務執行理事である副会長、事務局長ならびに執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、その職務執行の状況を理事会に報告する。

(開 催)

第 36 条 理事会は、理事会および臨時理事会とする。

- 2 理事会は、毎年 3 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の 1 つに該当する場合に開催する。
  - 1) 会長が開催の必要を認めるとき
  - 2) 理事の 3 分の 1 以上から、会長に対し理事会の目的となる事項および招集の理由を示して開催を請求したとき
  - 3) 監事から、会長に対し会務および会計の執行に関する不整事項を記載した書面により開催を請求したとき

(招 集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事会の招集に当たり、会議の日時、場所、目的または審議事項を、理事に対して通知する。
- 3 会長は、前条第 3 項第 2 号または第 3 号の定めにより、臨時理事会の開催請求があったときは、請求を受理した日から 14 日以内に臨時理事会を招集する。

(定足数)

第 38 条 理事会は、総理事の過半数の出席しなければ開会することができないものとする。

(議 長)

第 39 条 理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した副会長が行うものとする。

(議 決)

第 40 条 理事会における議決権は、理事 1 名につき 1 個とする。

- 2 理事会の決議は、法令およびこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって行うものとする。
- 3 理事会の目的である事項につき、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができないものとする。
- 4 理事会の目的である事項について、理事の全員が書面（郵送、ファクシミリ通信および電子メールを含む）により同意の意思表示が行われたときは、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、決議があつ



たとは認められないものとする。

(議事録)

第 41 条 理事会の議事について、法令で定めるところにより議事録を作成する。なお議事録には、会長および監事が署名押印をする。

## 第6章 運営組織

(事務局および運営部門)

第 42 条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。また、会務執行を効率的に推進するため、必要な運営組織を設置することができる。

2 事務局および運営組織に関する必要な事項については、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(審議会)

第 43 条 この法人の事業および運営に必要な重要事項を審議するために、審議会を設置することができる。

2 審議会に関する必要な事項については、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第7章 学 会

(名称および目的)

第 44 条 この法人に、北海道医療ソーシャルワーク学会（以下、学会という。）を設置する。

2 学会は、北海道における医療ソーシャルワークに関する学術、技術の研究およびこれらに関する事業を行うものとする。

3 学会の学会員は、この法人の会員等をもって構成する。

4 学会に学会長を1名置き、学会を統括する。

5 学会長は、理事会の議決にもとづいて会長が委嘱する。

6 学会長のもとに学会運営委員会を置き、学会の開催計画および運営を担うものとする。

7 その他学会に関する必要な事項については、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第8章 財産および会計

(財産の構成)

第 45 条 この法人の財産は、次の各号に定めるものをもって構成する。

1) 入会金および会費ならびに臨時会費

2) 助成金および補助金ならびに交付金

- 3) 寄付金品
- 4) 事業にともなう収入
- 5) 受託事業にともなう収入
- 6) 資産より生ずる収入
- 7) その他の収入

(財産の管理)

第 46 条 この法人の財産は会長が管理し、その管理方法は理事会の決議を経て会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 47 条 この法人の経費は、財産を持って支弁する。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画および予算)

第 49 条 この法人の事業計画およびこれにともなう予算に関する書類は、毎事業年度開始前までに会長が作成し、理事会の議決を経て決定する。

2 会長は、前項に定める理事会の決定を得た書類を定期総会に報告する。

(暫定予算)

第 50 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じて、収入または支出を行うことができる。

2 前条に定める収入または支出は、新たに成立した予算の収入または支出とみなすものとする。

(事業報告および決算)

第 51 条 この法人の事業報告および収支決算については、会長が次の各号に定める書類を毎事業年度終了後作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を得るものとする。

- 1) 事業報告書および収支決算書ならびに付属明細書
- 2) 貸借対照表および損益計算書ならびに付属明細書

2 会長は、前項に定める理事会の承認を得た書類を総会に提出して、前項第1号に定める書類についてはその内容を報告し、前項第2号に定める書類については、総会の承認を得るものとする。

3 会長は、第1項に定める書類のほか、次の各号に定める書類を主たる事務所に5年間備え置き会員等の閲覧に供するとともに、定款および会員名簿を主たる事務所に備え置き会員等の閲覧に供するものとする。

- 1) 監査報告書
- 2) 理事および監事の名簿

(長期借入金)

第 52 条 この法人が、資金の長期借入れを行うときは、総会に出席した会員の3分の2以上の決議を経て行うものとする。ただし、その事業年度の収入をもって償還する短期借入

金は除くものとする。

(義務の負担および権利の放棄)

第 53 条 この法人が、予算で定めるものを除き、新たに義務を負担しまたは権利を放棄しようとするときは、総会に出席した会員の3分の2以上の決議を経て行うものとする。

(剰余金分配の禁止)

第 54 条 この法人は、剰余金を分配することができないものとする。

(特別の利益の禁止)

第 55 条 この法人は、この法人に財産の贈与もしくは遺贈をする者、またこの法人の役員もしくは会員等またはこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用および事業の運営に関して特別の利益を与えることができないものとする。

## 第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第 56 条 この定款を変更するときは、総会において総会員の議決権の3分の2以上の議決を持って行うものとする。

(解 散)

第 57 条 この法人は、総会の決議または法令で定められた事由により解散する。

2 前項に定める総会の決議は、総会員の議決権の3分の2以上の議決を持って行うものとする。

(残余財産の帰属)

第 58 条 前条の定めにより清算する場合において、この法人が有する残余財産は、総会において総会員の議決権の3分の2以上の議決を持って、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 49 号）により認定された類似の事業を目的とする公益社団法人、もしくは北海道に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第 59 条 この法人の公告は、電子公告により行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、北海道新聞に掲載する方法により公告する。

## 第11章 附 則

(委 任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営執行に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(法令の準拠)

第 61 条 この定款に定めがない事項については、すべて一般法人法およびその他の法令に基づくものとする。

(設立時社員)

第 62 条 この法人の設立時社員である会員の住所および氏名は、次のとおりである。

- |        |       |
|--------|-------|
| 1) 北見市 | 関 建久  |
| 2) 札幌市 | 巻 康弘  |
| 3) 千歳市 | 星野由利子 |
| 4) 札幌市 | 中山 礼奈 |
| 5) 札幌市 | 保科 健  |
| 6) 札幌市 | 中平 大悟 |

(設立時役員)

第 63 条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

- |            |       |
|------------|-------|
| 1) 設立時理事   | 巻 康弘  |
| 2) 設立時理事   | 星野由利子 |
| 3) 設立時理事   | 中山 礼奈 |
| 4) 設立時理事   | 保科 健  |
| 5) 設立時代表理事 | 関 建久  |
| 6) 設立時監事   | 中平 大悟 |

(設立時の事務所)

第 64 条 この法人の設立時の事務所は、札幌市中央区南4条西10丁目1010番1号北海道難病センター内に置こととする。

(設立時会員等の移行)

第 65 条 この法人の設立時において、この法人の前身団体である北海道医療ソーシャルワーカー協会の規約第4条に定める会員等で、北海道医療ソーシャルワーカー協会の解散時において、この法人への入会移行について拒否の意志を明示した者以外は、次の各号により取り扱うものとする。

- 1) 北海道医療ソーシャルワーカー協会規約第4条第2項に定める会員であった者は、入会手続きおよび会員登録手続きを経ることなく、第5条第2項に定める会員とする。
- 2) 北海道医療ソーシャルワーカー協会規約第4条第3項に定める准会員であった者は、入会手続きを経ることなく、また入会金の支払義務を負うことなく、第5条第3項に定める准会員とする。ただし、准会員期間の計算は、北海道医療ソーシャルワーカー協会入会時より起算するものとし、第5条第3項の定めを適用する。

3) 北海道医療ソーシャルワーカー協会規約第4条第4項に定める賛助会員であった者は、入会手続を経ることなく、第5条第4項に定める賛助会員とする。

4) 北海道医療ソーシャルワーカー協会規約第4条第5項に定める名誉会員であった者は、理事会の議決を経ることなく、第5条第5項に定める名誉会員とする。

(設立初年度の収入金)

第66条 この法人の設立初年度の収入金は、北海道医療ソーシャルワーカー協会の解散に伴う残余財産および第45条に定めるこの法人の財産を持って充てるものとする。

(設立初年度の事業年度)

第67条 この法人の設立初年度の事業年度は、2013年3月31日までとする。

(設立初年度の役員選任および選定)

第68条 この法人の設立初年度における第27条に定める役員の選任および選定は、設立の登記をした日以降の直近に開催される総会および理事会において選任および選定し、その任期は第29条の定めを適用する。